の三において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二項に規定する違反行為（旧法第七条の二第一項（旧法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）」に、「新独占禁止法第五十条第六項」を「新私的独占禁止法第六十二条第四項」に、「新独占禁止法第四十九条第五項」を「新私的独占禁止法第五十条第一項」に改め、同条第三項中「新独占禁止法」を「新私的独占禁止法」に改め、同条第四項中「新独占禁止法」を「新私的独占禁止法」に、「第五十一条第一項本文」を「第六十三条第一項本文」に改め、同条第五項中「新独占禁止法」を「新私的独占禁止法」に改め、同条第六項中「新独占禁止法第五十一条第一項ただし書」を「新私的独占禁止法第六十三条第一項ただし書」に改める。

附則第七条第三項及び第八条中「新独占禁止法」を「新私的独占禁止法」に改める。

第二十四条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「新独占禁止法」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（次条から附則第八条まで、附則第十五条及び附則第十六条第二項において「新私的独占禁止法」という。）」に改める。

附則第六条第一項から第三項までの規定中「新独占禁止法」を「新私的独占禁止法」に改め、同条第四項中「新独占禁止法第七条の二第二十五項（新独占禁止法第七条の二第二十五項（新私的独占禁止法に、「に新独占禁止法」を「に新私的独占禁止法」に、「事件について新独占禁止法」を「事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に、「又は新独占禁止法」を「又は同法」に、「新独占禁止法第五十条第六項」を「新私的独占禁止法第五十二条第四項」に、「新独占禁止法第四十九条第五項」を「新私的独占禁止法第五十条第一項」に、「おける新独占禁止法」を「おける新私的独占禁止法」に改める。

附則第七条第一項中「新独占禁止法第七条の二第一項」を「新私的独占禁止法第七条の二第一項」に、「ついて新独占禁止法」を「ついて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に、「又は新独占禁止法」を「又は同法」に、「さかのぼり」を「遡り」に改める。

附則第八条第一項中「新独占禁止法第二十条の二」を「新私的独占禁止法第二十条の二」に、「ついて新独占禁止法」を「ついて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に、「さかのぼり」を「遡り」に、「行為（新私的独占禁止法」に、「命令を新独占禁止法」に改め、同条第二項中「新独占禁止法第二十条の三」を「新私的独占禁止法第二十条の三」に、「ついて新独占禁止法」を「ついて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に、「さかのぼり」を「遡り」に、「行為（新独占禁止法」を「行為（新私的独占禁止法」に、「命令を新独占禁止法」を「命令を新私的独占禁止法」に改め、同条第三項中「新独占禁止法第二十条の四」を「新私的独占禁止法第二十条の四」に、「ついて新独占禁止法」を「ついて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に、「さかのぼり」を「遡り」に、「行為（新独占禁止法」を「行為（新私的独占禁止法」に、「命令を新独占禁止法」を「命令を新私的独占禁止法」に改め、同条第四項中「新独占禁止法第二十条の五」を「新私的独占禁止法第二十条の五」に、「ついて新独占禁止法」を「ついて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に、「さかのぼり」を「遡り」に、「行為（新独占禁止法」を「行為（新私的独占禁止法」に、「命令を新独占禁止法」を「命令を新私的独占禁止法」に改める。

附則第十五条中「新独占禁止法第八十三条の四から第八十三条の七まで」を「新私的独占禁止法第八十条から第八十三条まで」に改める。

附則第十六条第二項中「新独占禁止法」を「新私的独占禁止法」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　谷垣　禎一
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

農地中間管理事業の推進に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百一号

農地中間管理事業の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　農地中間管理事業の推進
第一節　農地中間管理事業の推進に関する基本方針（第三条）
第二節　農地中間管理機構（第四条―第十六条）
第三節　農地中間管理事業の実施（第十七条―第二十二条）
第四節　連携及び協力等（第二十三条―第二十六条）
第三章　雑則（第二十七条―第三十三条）
第四章　罰則（第三十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めることにより、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「農用地」とは、農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下この項において同じ。）及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

2　この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一　農用地

二　木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

三　農業用施設の用に供される土地

3　この法律において「農地中間管理事業」とは、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）を事業実施地域として次に掲げる業務を行う事業であって、この法律で定めるところにより、農地中間管理機構が行うものをいう。

一　農用地等について農地中間管理権を取得すること。

二　農地中間管理権を有する農用地等の貸付け（貸付けの相手方の変更を含む。第十八条第七項において同じ。）を行うこと。

三　農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務を行うこと。

四　農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。）を行うこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。